

老発 0930 第 1 号
保発 0930 第 9 号
令和元年 9 月 30 日

都道府県知事 殿

厚生労働省老健局長
厚生労働省保険局長
(公 印 省 略)

国民健康保険法施行規則等の一部を改正する省令の公布について

国民健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（令和元年厚生労働省令第 58 号。以下「改正省令」という。）が本日公布され、令和元年 10 月 1 日に施行されることとなっています。改正の趣旨及び主な内容は下記のとおりですので、御了知の上、貴都道府県内の広域連合及び市町村（特別区及び一部事務組合を含む。以下同じ。）等への周知を図られるとともに、その運用に当たっては十分に留意の上、遺漏なきようお願いいたします。

記

第 1 改正の趣旨

「平成 29 年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成 29 年 12 月 26 日閣議決定）及び「平成 30 年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成 30 年 12 月 25 日閣議決定）において、「個人番号の記載を義務付けている国民健康保険の被保険者証等の再交付申請手続については、個人番号の提供を受ける場合と同等の本人確認のための措置を講じた場合に限り、個人番号の記載の省略を可能とする」とされたこと等を踏まえ、国民健康保険法施行規則（昭和 33 年厚生省令第 53 号）等の一部を改正するもの。

第 2 改正の内容

1 国民健康保険法施行規則の一部改正

- ① 被保険者証、被保険者資格証明書又は高齢受給者証の再交付の申請においては、運転免許証等の書類により世帯主の本人確認ができた場合は、申請書への個人番号の記載を不要とする。
- ② 世帯主の代理人が被保険者証、被保険者資格証明書又は高齢受給者証の

再交付の申請を行う場合は、法定代理人である場合は戸籍謄本等、法定代理人以外の場合は委任状等の提出を求め、代理権の確認を行うこととする。ただし、市町村において公簿等によって代理人であることを確認できるときや代理人が世帯主と同一世帯であるときは、これらの書類の提出を省略することができることとする。

③ 国民健康保険組合についても①及び②と同様の改正を行う。

2 介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）の一部改正

被保険者証、負担割合証又は負担限度額認定証の再交付の申請においては、運転免許証等の書類により本人確認ができた場合は、申請書への個人番号の記載を不要とする。

3 健康保険法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 83 号）附則第 130 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行規則の一部改正

負担割合証又は負担限度額認定証の再交付の申請においては、運転免許証等の書類により本人確認ができた場合は、申請書への個人番号の記載を不要とする。

4 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成 19 年厚生労働省令第 129 号）の一部改正

被保険者証、被保険者資格証明書、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証の再交付の申請においては、運転免許証等の書類により本人確認ができた場合は、申請書への個人番号の記載を不要とする。

第 3 施行期日

改正省令は、令和元年 10 月 1 日から施行すること。